

高知くらしの護身術

143

名義貸し

自分が支払うこと理解を

(2009年9月8日掲載原稿)

迷惑はかけないからと頼まれ名前を貸したが・・・

友達がサラ金に借金を申し込んだが断られたので名前を貸して欲しいと頼まれ自分の名前で借金をして渡した。最初の数ヶ月は友達が返済していたがやがて友達が返済できなくなり、サラ金業者から督促の電話がかかってきたが私も支払う余裕は無い。

なじみの呉服店の販売員から、売上協力のために名前だけ貸してと頼まれを使うことを承諾した。

突然クレジット会社から支払いの督促状が送付されたが商品も受け取っていないのになぜ請求されるのか。

など名義貸しに関するご相談は消費生活センターにも多く寄せられています。

承諾の上で名義を貸した場合には支払いの責任は名義を貸した人にあります。契約上の名義を貸すということは、契約当事者になるということです。親しい知人などに頼まれ断りにくいとか、絶対迷惑をかけないと言うのを信用したという事情は、契約の相手方には通じません。

名前を貸すことは自分が支払うことだと理解してください。もちろん名義を貸した人に対して請求することは出来ませんが殆どの場合貸した相手に支払能力が無いのです。

名前を貸してと頼まれても最初にきっぱりと断ってください。

名義貸しと違い、勝手に名前が使われた場合には、まずそのことを相手の業者に伝え、契約が成立していないので支払わないと主張してください。